

第十三回 参議院電気通信委員会會議録第二十四号

昭和二十七年五月二十四日(土曜日)午前十時五十六分開会

出席者は左の通り。

- 委員長 鈴木 恭一君
理事 山田 節男君
委員 寺尾 豊君
小笠原二三男君
稻垣平太郎君
水橋 藤作君
池田七郎兵衛君

國務大臣

- 郵政大臣 佐藤 榮作君
電気通信大臣 平井 太郎君

政府委員

- 電気通信 山下知二郎君
電気通信 山岸 重孝君
官房人事部長 田辺 正君
電気通信 花岡 薫君
電気通信 中尾 徹夫君
電気通信 施設局長 横田 信夫君
電気通信 經理局長 後藤 隆吉君
常任委員 柏原 栄一君
常任委員 会専門員

本日の會議に付した事件
○日本電信電話公社法案(内閣送付)

○日本電信電話公社法案(内閣送付)
○國際電信電話株式会社法案(内閣送付)

○委員長(鈴木恭一君) これより委員會を開きます。
日本電信電話公社法案、日本電信電話公社法案、國際電信電話株式会社法案、いずれも予備審査、これを議題といたします。昨日に引き続きまして総括質問をお願いいたします。

○水橋藤作君 今日、電波監理委員長がお見えになるのですか。

○委員長(鈴木恭一君) 今日は参りません。

○水橋藤作君 この際大臣に二、三點質問申し上げたいのですが、先ず公社法案の説明にありました電気通信事業法です、官営から公共企業体、或いは民営にしようとするための法律を案として提案されたわけなんです、官営から公共企業体或いは民営にすることによつて一般国民に与える利益、或いは公共の福祉を増進するというのは、具体的にどういふことが国民の利益になり、又福祉になる見解をお持ちになつておるか、大体でよろしうございませうから、大臣の御見解を先ずお伺いしておきたいと思ひます。

○國務大臣(佐藤榮作君) 今回の経営形態を要すること、それが一般国民にどういふ影響を与えるかというお尋ねにお答えをいたしたいと思います。問題は官営事業で今までやりました電気

通信省の事業、いわゆる電気通信事業というものの持つ価値、その価値が如何に發揮されるか、同時に又その事業目的の遂行に如何にこの経営形態の変更が寄与するかということにもなるのではないかと思ひます。この点は誠に抽象的な説明を今までしておりますが、提案理由のうちにもその点を明確にいたしておりますし、同時に又企業体に移すことによりまして事業経営が活潑になり、又積極的にサービスが改善されるということになりますれば、取りもなおさずこれは一般国民に對してその利益を増進することに相成ることだと思ひます。他の面

○委員長(鈴木恭一君) 他は御承知の通り、官僚自身をとかやく申すという考

え方はありませんが、この種の公益事業で国民の日常生活と密接な関係があるとか、或いは経済活動と切つても切れない関係を持ちます事業といたしましては、真に国民に融け込むというところが根本的に必要ではないかと思ひます。で、この点が官営でやり

が遂行されるといふことになりまると、何だかどうしても切れないものが残つておるのじやないか。勿論今日

の官吏自身は民主化された活動をいたしておりますので、過去におけるような非難は当たらないと思ひますが、この点は思ひ切つて国民生活に融け込んだ職員でありたいように思ふのであります。この点を考えますと、もつと徹底して民営にしたらどうかと、こういうような議論も成立つかと思ひますが、これについては国民の希望するものから限度がある、事業の性格上おのずから限度があるのであります、その意味において今回政府関係機関たる公社職員にこれを移行する、そうして長い間に涵養されておりました国家公務員としての意識を新たな観点に立つてもう一步国民に近づけて行くと言

いますか、融け込んで行く形態にする、これが事業遂行の最も基本的觀念になるのじやないか、こういうように私は考へておるのでございます。勿論日常業務の遂行に当りましても、過去の

のような煩雜の点はできるだけこれを簡素なものにしまして、事務の繁文縟

礼と申しますか、そういうようなことは避けたいと思ひます。又公社にすることによりまして、いわゆる官庁内部、政府内部の諸法規等の適用等におきましても除外されるものができて参りますので、この意味におきましては、相当事業を活潑に遂行し得るのじやないか、こういうような期待を持つておる次第でございます。

○水橋藤作君 そうしますと、今の大臣の見解に立つておられたその場合

と、今度はそれを郵政事業に比較した場合にどういふふうにお考えになるか。

○國務大臣(佐藤榮作君) 国内にあり

ます。その強弱によりまして経営形態はそれ

ぞれ考へて参らなければならぬらうと思ひます。代表的な国の直営事業、今まで言われておりました郵政、電通、或いは鉄道或いは専売、この四直営事業の経営形態は、これは非常に問題があると思ひます。イデオロギー的な考へ方から離れまして、如何にすれば最も能率的であり、効果的であるかということをおきまして鉄道なり専売なりは早く公社形態に移行した。恐らく電信電話の経営形態の移行もこれらと同時にあつて差支えなかつたやうに考へるのであります。この電気通信のはうは、当時通信省から分離するといふような点で一応処理された、かように私は理解しておりますが、電気通信の事業としては鉄道や専売公社が生まれるそれと同時に並行して考へるべき性格のものではなかつたか。併しながら郵政事業自身につきましまして、どうも公社形態といふのは不適当と申しますか、もつと国家的な要請度が強いのではないか。而もその経営の仕方如何によりましては、十分企業的な性格をもつてきり得るのではないか。従ひまして過去の経営形態の民間にある各種の批判等を聞きましても、



が、まあそれでは今回政府が企図して  
おります行政機構の改革とも趣旨が合  
わない。むしろ簡素なものにする、こ  
れが本筋じゃないか、必要止むを得な  
い程度にとにかくとどめたい、こうい  
うことで考えたのであります。併し  
その場合にやはり先例等があります  
ので、それを基準にいたしまして、こ  
の程度のものに相成つておるわけであ  
ります。

○水橋藤作君 私具体的に質問しな  
つたから、おわかりにならなかつたか  
と思ひますが、今ちよつと出ました  
が、政府としては必要止むを得ない行  
政簡素化を図るといふ狙いであるとい  
うふうに解釈した場合、今度の機構改  
革によつて政府がその目的としていら  
れる人員整理とか、或いは国家財政方  
面とかでどれだけの見直しを持つてそ  
の結果になりやせんかというところ、つ  
まり簡素化するのでなく、複雑になりや  
せんかということ。それから人員も目  
的が整理するということであつたとす  
るならば、却つてあべこべになりやせ  
んかという懸念を持つて、それに対  
して大臣の見解をお伺いしたかつたの  
です。

○國務大臣(佐藤榮作君) どういうお  
尋ねかちよつと今のお話はつかみかね  
るのであります。行政機構の改革の  
基本的な理念は、国力にふさわしい簡  
素強力な行政機構改革をするというの  
が本筋の狙いでございます。で、国力  
にふさわしい簡素強力なものとしてま  
すこと、今回これを公社或いは会社  
にすること、これが矛盾をしておる  
かと申すと、別に矛盾はないように私

は考へておるのであります。同時に又  
監督機構と申しますか、これが電氣通  
信省自身が自律的態勢の下でやつてお  
りました考え方から見まして、又同  
時に民間の監督をいたしておりました  
点から見まして、今回は二名の監理  
官制度でこれを監督指導しようとする  
のでございまして、この点も非常に簡  
素なものに相成つております。或いは  
電波監理委員会なり、或いは電波監理  
庁の郵政省への移り変りに際しまして  
て、電波監理局の中に無線部門も一緒  
にしてはどうかという意見を他の機会  
にも伺つており、同時にそれも検討し  
て参つたのであります。無線と有線  
を同一の場所での同一の局と申しま  
すか、郵局で監督することは如何かと  
ように考へまして、これは明確に区分  
しようという方法をとつて、監理官に  
おきましては有線部門の監督指導を  
し、無線部門は別の部局ということに  
いたしては如何かと申します。これも  
省内の事務から見れば明確に区分  
をされておる、これも非常に簡素なも  
ののようによつて考へております。別  
に複雑なものはないように思ひます。問  
題は今後事業を遂行するに当りまし  
て、例えば公社なり会社なりが非常に  
人員の増大を来たすのじやないか。こ  
ういふような御心配があるとしたしま  
すならば、これは将来の問題として国  
会等で公社経営上の基本的なやり方に  
ついて、いろいろ批判を頂くことに相  
成るのではないかと申すのであります  
が、今度の公社を作り出した場合の  
予算等は、人件費を一本できめて参り  
ますので、この意味におきましては、  
公社内におきまして能率的経営をいた  
さなければ十分な業績を挙げられない

ことなるのであります。これは一面  
にかような点を申しますと、非常な  
不安を感じられて、公社は積極的に人  
員の整理をするのじやないか、こうい  
うような懸念が生じようかと思ひます  
が、私どもの能率的経営と申します  
ことは、人員を整理すること自身がそ  
の目的を達するゆえんではないと確信  
をいたす次第であります。問題は機械  
的な設備の問題もありましょうし、或  
いは従業員の積極的労働意欲という問  
題もありましょうし、まあいろいろ  
問題がありまして、初めて能率的経営  
ができるのであります。かように考へ  
ますと、人員の多寡自身、これだけ  
で実は考へられないのであります。  
そういふ基本的問題になりますれば、  
公社ができれば今度は当然給与準則等  
も制定を見ることになるのでありま  
し、又はつきりした団体交渉等の問  
題も出て参るのであります。この点  
では管理者の考へ方であるという基本  
問題は簡単に処理されると思ひませ  
ん。問題は管理者、従業員一体となつ  
て如何にして能率的な経営をいたし、  
サービスの向上を図るかということに  
なるのであります。私は今お話にな  
りましたような懸念なり或いは不安な  
りは全然感じておりません。むしろこ  
の機構の改革によりまして、企業体自  
身の活発な活動ができることになり、  
積極的に従業員の協力を受ける機会も  
与えられるのであります。又政府の  
監督機構も先ほど申しましたよう  
に、それは簡素な方法でやられるの  
で、実際の事務の処理に当りまして  
も、実際の事務の処理に当りまして  
も、末端の些末な点、末梢的な問題につ  
きましては余り干渉するといふような  
ことはなくなるのじやないか、かように

考へております。

谷委員の御質問にございましたが、自  
信を持ってない、外資導入に対しても自  
信を持ってないと言つておられるのであ  
つて、政府が経営してさへ自信を持て  
ないのに、民間にいたしたためにその信用  
を得るといふことも我々は考へられな  
いので、もう少し具体的に公共企業体  
にすることによつて、こういふ  
うふうに資金面でござらぬかと、それと力  
がマッチしなければならぬので、人  
の方面はさういふふうにして国民の要  
望しているあれに込められる見通しが  
つくとか、或いは資金面にはさうい  
ふ特典がある、それから又機構を改革す  
ることによつてさういふ面の機構が簡  
素化する、而も簡素化されたけれども  
これだけの利便があるのだといつたよ  
うな面の説明が概略でもよろしいか  
ら、我々が納得するまでに大臣の説明  
では行かぬので、もう少し具体的に  
答へを願えれば幸ひだと思ひます。

○國務大臣(佐藤榮作君) 大筋の話は  
昨日もお答えいたしましたので、その  
点について附加して申上げようはない  
と思ひます。この設備資金の獲得とい  
う点を強く要望しておられますが、こ  
の金額の多い少いということ、これは  
一つの大きな問題に相違ありません。  
従つて總体の金額の増加を図る、この  
意味においての途が今回の法案により  
ましては積極的に開かれていくこと  
は、条項を御覧になればおわかりだと  
思ひます。例えば政府からの借入金  
の問題もある。或いは民間の公社債の問  
題もありましょうし、或いは外資等  
の資金も開かれ、さういふ資金獲得の方法  
が在来の国家資金のみによつていた  
ものがその範囲が拡張した。これは確  
かにその進んでいる点に相違ないのでこ

○水橋藤作君 今度の機構改革に伴つ  
ていろいろ起るところの支障、又政府  
の狙つて考へておられる点と或いは違  
つたものが出やせんかという一応私は  
心配をするので、その点どうい  
ふふうになつておるか、御参考までにお  
伺いしたいのであります。この通信事  
業の発展は、先ず今度は公社になり、  
公社にしようとする考へ方の中に、政  
府としては設備資金の拡張等が国家財  
政の枠に左右されて十分に安定するこ  
とができないといふことも言われてお  
りますが、我々もさう考へておるの  
であります。公社にすることによつ  
て通信事業の発展が期し得られるとい  
う考へ方には我々は納得できないの  
で、政府といたしまして、本院にお  
いて二回も決議をしていられるところの趣  
旨を十分汲み入れて、通信事業の発展  
に力を入れて頂ければ、この事業の  
発展は期し得られると、かように私は  
考へているのであります。その際に  
公社にしたが故に国民の利益、又公共  
の福祉を増進できるといふ考へ方には  
もう少し具体的な、公社にすることによ  
つて資金面はさういふふう外部の  
資金が入るとか、民間の資金がさうい  
うふうに入ることによつて国民が要望  
しているところの電話も架設できるの  
だといふ確たる御説明がないわけであ  
りまして、我々からするならば、現在  
のままで政府が十分意を以て預金部  
資金なりを流用すれば、国民の要望を  
している期待に沿ふことが出来る。公  
共企業体にすることによつてそれがで  
きるといふ裏付けはつきり我々には納  
得できないので、まあ仮に外資を導入  
することにいたしましたも、昨日の新

三

ございます。同時に国営から公社管に移しました場合にも一つ見逃さない問題として、私ども強くその利点を感ずしております。これは予算運用の面であり、運用の面におきまして、融通のある予算の運用ができると、これが事業体といたしましては最も望ましいことだと思っております。で、予算の御審議を頂きますと、予算が成立すると、その場合において基本的な金額の増加をいろう／＼図つて参ります。この予算の使い方については、本来の財政法上から、又特別会計法からいろう／＼の制約を受けておるわけであり、この制約が事業遂行の面から見ますと、相当つらい思いをいたすわけであり、非常な極端な例で、まあかようなことは今後公社になりましては無いわけであり、まあ、まあ極端な例を申し上げますと、事業を遂行しておる場合において、そのときの経済情勢から見て、一つ思い切つた拡張をしようとか、その拡張資金をこの際に獲得して、これを実施するならば非常に事業の発展上寄与する、こういうようなことがあるわけであり、これは非常なまあ稀な場合であり、併しながら予算が一年に一回の御審議できると、そうして事前の問題ではないのですが、いや、事前に必ず予算を作らなければならぬと、かように考えますと、臨時国会等において修正予算をいたすにいたしても、時期的にこれが狂つて参ります。或いは又事業の経営がこの予算で一応決定を見ますと、この予算を如何に運用するか等も時期的にも殆んど計画的にやりましたも、四圍の経済環境等から、或いは経済需要等に應ずる

ことができないわけであり、或いは又人件費なら人件費だけの問題を見ましても、なか／＼款項目の流用はできないとかいうようなわけで、その従業員の労働意欲を増進するよるな面から見ましても、いろう／＼の困難があるわけであり、これは過去において労働活動をされた、労働運動をされた水橋さんあたりは、よく御承知のことだと思っております。そういうような窮屈性がある。で、やはりその事業官庁としての予算は、できるだけその融通性を持たしたい。その融通予算ということが一つその運用の面においてどうしても望ましいのでありまして、この意味において今回の公社へ移行する場合におきましては、相当の大幅な融通ができるように相成つておるのであります。この点はよほど専門的になりまして、経理局長あたりから更に私の説明を補足して見たいと思つて、こういう問題があるわけであり、だからこのいろう／＼の資金というものについて、資金の獲得なり、又はその予算の運用の面なり、或いは又利益金の処分なり、いろう／＼その問題があるわけであり、これが国家的な、国家の予算で考えます場合におきましては、予算の使い方において過誤或いは間違いと申しますか、そういうものがないようにというほうには、非常な力が入つて参るわけであり、事業を積極的に遂行するとか、活動を積極的にするとかいう点から考えますと、あの予算の立て方につきましても、相応の批判があるのであります。これらの点を勘案いたしますと、やはり公社形態に移すことが、只今申す資

金獲得の面におきましても範圍が拡大されるし、同時にそのでき上つた予算の運用に当りましても、経営者が手腕を揮ひ得る余地があるのだと、又この事業運営に當りまして生じた利益金の処分等につきましても、これは管理者並びに従業員等の協力によつて生じたものでありますので、これら使用の方におきましても、更に従来よりもゆとりのある考え方ができると、こういうように考えますと、公社に移すことによりまして、事業活動は確かに活潑に相成つて来るのであります。

只今御審議を頂いておりますのは、そういうような意味においての原則的な問題が論議の中心でありまして、昨日お尋ねがありました、予算は然らば今度とどれだけ作るのかとか、或いは外債をどれだけ募集する計画があるのかと、こういうお尋ねに対しては、只今私どもまだお答えする段階になつておらないのであります。先ほど外債につきましても見通しは全然立てておらない、大臣自身も自信がない、かように言つておるが、これはお話をしておりますが、これは法案ができ上り、そうして会社がスタートして、それから後の突は問題になるものであります、まあこれらこの点は、今の審査の際に私どもが計画を持つておるか、或いは具体的に話が進んでおるか、只今はまだその段階でもありませんし、又事案さうな意味合いにおいての具体的な話合いに進んでおらないということだけを附加して申上げておきます。

は、具体的に話が進んでいないということでしたら納得できるのですが、民間の資金を入れるにも自信がないと、外国資金を入れるにも自信がないと、然らば政府資金をどれだけあれするかという点についても、まあ具体的に進んでいないという程度ならば、我々が納得できるのですが、これからまあ自信を持つて、今先ほど私が申しました通り、設備拡張資金がその国家財政の枠に左右されて、その時の政府に左右されて、安定しない欠陥があるという、説明にもありますが、我々も一応納得いたしますが、然らば公社にすれば国家財政の枠等に左右される、その欠点を十分カバーするなり、或いは資金を得る自信を持たなければこれは成り立たないと思つて、一応まだ話が進んでいないのを、どうなるかと聞いても仕方ありませんが、自信のほおをお伺いしたわけであり、

○小笠原三三男 閣下、伺います。が、外国資本のことは、いろう／＼資金のことはお話で事情御尤もだろうと思つて、少くとも公社には設備資金の相当額を民間から仰ぎたいということとは私は強く望まれておるところだと思つて、ところが私詳しいことはわかりませんが、民間の資金といつても、結局は政府が考へておられる金融を含む経済政策の一環によつては、その限度なり或いはどれだけこの部門に集中できるかという見通しは、公社ができようか、できまいか一般の今の財界の状況において政府としては予想されるものがあると思つて、そういう部門から考へますと、電話会社とか、或いは今審査されておる電源開発の促進法案とか、そういうもので出て来る相当国家

的な見地に立つた特殊な公社が民間に資金を仰ぐという計画が續々出て来る。そうしますと、これらのものと、結局はこの公社の資金獲得という部門と競合すべきものではないだろうかと思はれるのですが、今の日本の財政経済の状態から、どれだけこの資金が余裕がありとして吸収できるようなお見込みで政府はおられるのかというところが第一点。

第二点としましては、私は結論的には前段に申しました通り、結局は民間資金を仰ぐといつても、それは国家資金が何らかの形で日銀なりを通して民間に放出されておるものの中から操作されて吸上げられない限りは、限られた今の金融引締の状況においては、見通しとしては相当困難なものがあるのじやないかと考へるわけですが、そういう結論の下に私お伺いしておるので、公社ができてその後で考へたい、いだらうというふうなことではなくて、政府側の今の経済政策の上に立つての見通しとして、民間資金をどれだけこういう部分に吸収できるか、これは御答弁頂かなければならぬと思つておるのです。

○國務大臣(佐藤榮作君) 至極御尤ものお尋ねであります。後段につきましては私は賛成をいたしません、前段についてはお説の通りの考へ方をいたすわけであり、民間資金を獲得するにいたしまして、政府がやはり計画に載せざるを得ないじやないかといわれることは私も同感であります。従つても、自由闊達に枠なしにやるわけには参らないと思つて、この点は全然同感であります。そうして只今御指摘

になりすように、電源開発であるとか、その他いろいろ、国家的要請に基いての資金需要を必要とする事業が、つぎに御審議を頂いておりますので、それらのことを考えますと、将来の見通しについて不安なことがあるんじゃないかということも一応納得ができるわけでありまして、御承知のように、今御審議を頂いております公社は、本年度はかねて御審議を頂きましたこの二十七年年度予算並びに財政資金の枠内において活動いたして参るのでございまして、只今のお尋ねの部門は、今後の二十八年度以降の資金計画において、どの部門をどの程度獲得し得るかという問題に相成るわけでありまして、だからこの点は特期的にまだやや早い感がありましたわけでありまして、そこでこの種の事業の公債債というものが、一般の引受状況からみて一体どんなに考えられるだろうかという、順位の問題になるわけだろと思う。その順位の問題から見ますと、只今政府として特に力を入れておられますのは、これは電源開発なり、或いは造船なり、これが先ず第一順位に強く浮んで参るものでございまして、同時にこれらと歩調を一にいたしまして、その次に位すると申しますか、鉄道の建設であるとか、只今御審議を頂いております電話の整備であるとか、これらのものが当然国としては考えて参らなければならぬ。かように私も感じておるのであります。そこで民間的なこれに対する関心度合を考えますと、今日の電話が非常に遅れており、国内の地方的な要請が非常に強い、こういう立場から見ますと、民間における、これらを引受けて、そうしてその整

備を急ぐ、こういう機運はかなり民間側にもあるわけでありまして、この意味においては積極的な協力を期待し得る、かように私も考えます。併しながら先ほどの基本的な問題から見まして、これが一応その財政金融の基本的な計画が樹立される、その場合において、その規模の大小にもやはりよるわけでありまして、この財政金融の基本的な計画を樹立する、その時期を待たないと、今お尋ねのような点を明確にいたすことはなから、できないんじゃないか、かように考えます。

○小笠原二三男君 技術的にはそうしますと、政府の今の電通省なり或いは公社になつてからなり、どつちでもよろうござんすが、具体的に電話架設なら電話架設についての年次の御計画といふものはないわけなんですか。又將來もないわけなんですか。

○國務大臣(佐藤榮作君) この年次の計画、これは過去においても策定をいたしました。又今日も年次の御計画案を持つておられるわけでありまして、併しながらそれはなから、持ちました計画通りに予算が編成を見ておられない。過去におきまして三カ年計画を樹立した、併しながらその三カ年計画はすでに五カ年計画に延長されておる。或いは今日又五カ年計画を樹立してそれを遂行するといつたとしても、過去の実績等から見ますと、なから、計画通りに行かぬものがあるいはしないかと思ひます。若しその点で計画の主要を説明し、御要望がござりますならば、事務当局をして話をさしたいと思ひます。

○小笠原二三男君 その現在或いは過去において計画されておつたものが、この公社になつて資金計画上どれだけの効率を以て実現されて行くかという見通しになつておるのですか。

○國務大臣(佐藤榮作君) 只今申し上げる計画の実現につきましては、過去の当局も非常に努力をして参りました。併し今後とも、その計画は計画だといふので、それが実施に移らないことは止むを得ないんだと、かような投げやりの気持を持つわけのものではありませぬ。具体的な計画につきましては、これが実現につきましては、全力を傾注して参る考え方で参るわけでありまして、勿論それは公社自体の責任者も監督権を申しますものが、政府自身の監督権と申しますものは、取締ることが本来の目的ではなく、この適正である計画につきましては、是非ともこれが実現をみずから進めるべきものだ、かように考えておる次第であります。

○水橋藤作君 先ほど引続いて二、三、御質問申上げたいのですが、大臣も御存じの通り、この通信特別会計が一般会計へ八千二百万円以内を納付しておる。公社にして半民半官の形で事業を進展させようという見解からして、公社になつてもまだ一般会計へ八千二百万円以内のものを入れなければならぬ、納付するといふ行き方が我々はどうかと思つて、この一般会計へ納付することに、この事業の拡張とか、或いは従業員のサービス、従業員の待遇等の改善が相当大きく阻害しておつたわけなんです。この機会に、民営になるのだから進展させるといふ建前から行くならば、何とかこの際に考え方はなかつたのですか。

○國務大臣(佐藤榮作君) 只今の八千二百万円とか、八千二百億とおつしやつたのがちよつとよくわからないのでございまして、何か一般会計から特別会計へ切り替つたときの経過が何かがあるようございまして、その点横田君から御説明したいと思ひます。

○政府委員(横田信夫君) 只今お話がありました八千二百万円という問題は、恐らく昭和九年に一般会計から通信特別会計が生まれた当時の納付金のお話の問題だろと思ひますが、納付金が当時ありましたのは、御承知のように、郵政も併せまして通信事業の経営というものは、明治初年以來一般会計で一緒にやつて来た。収入と支出が分離されて、支出は支出として収入は収入として出て、こういう経過を辿つて来たわけでありまして、通信事業が開始した当初に於いての収入と支出は一応分離はされておるけれども、数字で見るとだん／＼通信事業の収入が多くなつて来ておる。で、特別会計に分かれます当時、やはり特別会計に分けて行くといふのが幾分事業的な特性を持たして行くこと、で、新たに特別会計といふものが初めて生れ出たわけでありまして、当時の財政事情からしまして、急に一般会計の財源が減るのは困るといふようなことを持つて生れ出たものであろう、こう考えられるのです。

○水橋藤作君 簡単に結構です。

○政府委員(横田信夫君) とところが今回の法案における納付金という問題は、全然その問題とは別でありまして、この法案の中においては先ず繰越欠損の補填に充てる、繰越欠損の補填でなお残額があるときは、あらかじめ予算で定めたものを除いて積立金に組入れる、こういう規定の問題であらうと思ひますが、この思想は実は国鉄の公社の条文と照し合せて見て頂くと非常にその趣旨が出ておると思ひます。国鉄のほうの条文では、利益金がある場合に、先ずその繰越欠損の補填に充てる、これは当然であります。併し予算で或いは特に積立金に組入れるということを書いて置かない場合は、積立金に組入れない場合は全部一般会計へ持つて行く。こうなつておるので、鉄道公社は、これでは折角公共企業体になりまして、経理上の自主性を持たせ、経営能力を上げて行くという場合に、原則として納付するといふ建前では、これはもう折角企業体ができてもおかしいじゃないか、だからあらかじめ予算で特定に定めた場合はそれを除くは積立金へ今度に入る、いわば原則として積立金は、併しこの予算で定めた場合は、その額なり率といふものはこれは納付する、例外的に納付するといふ場合がある。こういうふうになつて行くわけでありまして、前の当時の八千二百万円の問題とは全然別個の問題でございまして。

○水橋藤作君 よろしうございまして。次に国際関係について大臣に御質問したいのですが、まあ我々から大体大きく見て、この通信事業の中で国際関係だけを民営にするといふことは、言葉を変えて言うならば、事業の中で一番いいところを民営にやつちやうの、中味の饅頭にすればうまいところ

損の補填に充てる、繰越欠損の補填でなお残額があるときは、あらかじめ予算で定めたものを除いて積立金に組入れる、こういう規定の問題であらうと思ひますが、この思想は実は国鉄の公社の条文と照し合せて見て頂くと非常にその趣旨が出ておると思ひます。国鉄のほうの条文では、利益金がある場合に、先ずその繰越欠損の補填に充てる、これは当然であります。併し予算で或いは特に積立金に組入れるということを書いて置かない場合は、積立金に組入れない場合は全部一般会計へ持つて行く。こうなつておるので、鉄道公社は、これでは折角公共企業体になりまして、経理上の自主性を持たせ、経営能力を上げて行くという場合に、原則として納付するといふ建前では、これはもう折角企業体ができてもおかしいじゃないか、だからあらかじめ予算で特定に定めた場合はそれを除くは積立金へ今度に入る、いわば原則として積立金は、併しこの予算で定めた場合は、その額なり率といふものはこれは納付する、例外的に納付するといふ場合がある。こういうふうになつて行くわけでありまして、前の当時の八千二百万円の問題とは全然別個の問題でございまして。

○水橋藤作君 よろしうございまして。次に国際関係について大臣に御質問したいのですが、まあ我々から大体大きく見て、この通信事業の中で国際関係だけを民営にするといふことは、言葉を変えて言うならば、事業の中で一番いいところを民営にやつちやうの、中味の饅頭にすればうまいところ

だけ食べてあと残るのだという印象を受けざるわけなんです。やはり通信事業にたずさわっている者としては、全部挙つてこれに反対せんらん。やはり通信事業というものを国家的に見て総合的に発展させるには、いいところだけを他人にやるのだ、こういうことでは事業にたずさわっている者は全部挙つて反対せんらん。私は大きく見てそういうように考えるわけなんです。そこで或る方面には、今の公社も先へ行つて又民営になるのではないかとすることも考えられるわけなんです。その第一歩じゃないかということも考えられるわけです。いろいろ注意見も出ておりますが、それは抜きといたしましてこの国際だけを民営にするというこゝによつて起るべきいろいろの問題が、行政機構の改革とこれ又反対の結果になりはせんかと、こういうふうにかつて考えるわけなんです。又運営の面から行きまして、これは専門家に今度には又逐条的にお伺いしたいと思ひますが、まあ総括的に見て、これは大きな私は機構改革の目的に副わない。又国民の要望しない、又事業の発展しない結果を来すのじゃないかということ、大きく見てそういうふうなことを考えます。又部分的な問題は又別に御質問することにして、その点について大臣から一つ明確に御説明願ひます。

○國務大臣(佐藤榮作) 只今非常な率直な御意見のお尋ねでございます。昨日山田さんに私お答えいたしましたように、公社にすることは民営への前提ではないということをお答えいたしました。この機会にもはつきり申上げて置きたいと思ひます。私どもは公社を考えた場合、民営への移行形態としてかようなものを考えたわけでは絶対ない。これだけは誤解のないようにはつきり申上げておきます。そこで然らばなぜ国際だけを分離したか、そうしてそれをなぜ公社にしたかというお尋ねであります。而も国際は利益があつたから、通俗に申せば、いわゆるあふらみの一番いいところだけ民営に移しちやつて、うま味のないところを公社で残しているのじゃないか、こういうお話のように思ふのであります。私どもこの公社形態を考えた場合に、いろいろ事業の関連性がありますので、なか／＼事業を分離するということはこれは困難なことであります。それで殊に事業の発展をいたしまして、膨脹して拡大されるというのが自然の姿であります。すでに或る程度の成長をいたしたものを、これを分離するということはなかなか困難な、これは大事業でございます。併し全国に亘る、全国に網を持つこの事業を考えると見ますと、これはできれば、できるだけ分離可能な面があれば分離することも一つの行き方じゃないか、事業経営から見まして、必ずしも分離が本来の事業の発展に逆らうものではない。かように考えているのであります。そこで或いは電報だけは別のものを作つたらどうか。米國においては電報と電話は別になつておる。又米國自身では、もつと区域的に細かく分れておる向きもある。それから米國式のシステムをいろいろ検討してみると、又今の御審議を頂いてあるものと別の方向の議論も出てくる。この米國の組織等をもいろいろ私どもは検討を加えてみたのです。それ

で日本の電信電話のあり方を考えて見ますと、これは電信と電話が一体として発達して参つておるのであります。最近の無線等の発達等があるにいたしまして、電信と電話を分離する米國式の考え方は、どうも理論的にも、又實際の問題からも、どうも私どもが納得ができない。更にこれを地域的に分割するような考え方はどうして考えられない。それで米國式の考え方は、公社の場合においてはこれを採用したくなかつたのでございます。ところが過去におきまして、国際電信通信という設備保有の会社があつた。而もこれは相當の業績を挙げて参つておる。それから各國の制度等を考えて見まして、国際電信の部門におきましては、会社経営のものがある。こういうようなことを考えて見ますと、日本の電気通信の業務で、これを分割して、そうしてまあ適當の規模を考えるといたしますればなし得ることは、實際關係のものを分離するというところにあるような結論に到達したわけでありませう。それで国際部門を別にすると、そうすると只今御指摘になりましたように利益があつて行き、それが國內の部門にござり込まれて行つて、その相當の利益を出した。これは組合側の主張しておりますのは、約年間二十億の利益がある。我々管理者側から見ますと、十三億程度と思ひます。ところが、とにかく相當多額の利益を生じておる事業をこれを分離する。そうすると残つたほうは、それだけの資金を別途に獲得しない限り在来の業務遂行は困難なんじゃないかと、こういうような御議論が出て来るわけでありませう。この点は同時に私自身も会社経営

をいたしたことがないのでわかりませうが、私が素人で實際考えてみますと、この利益を生ずるところの部門が然らばその利益を生ずるにふさわしいようなサービスを提供しておるかどうかと考えてみますと、そこには一つの問題があるのじゃないか。これだけの利益を生じたならば、もつと積極的に国際電信の部門を整備さされ、もつと活動が容易にできるかというところ、これは年々國內の部門に注ぎ込んでおる。その意味において見ますと、国際部門はそれだけサービスは低下しておると言わざるを得ないこととなる。いわゆる古いほうにとかく伸張を見ておるが今までの仕事の仕振りではないか。而も電気通信の實際から考えてみますと、国際電信の信が或いはその大半を占めるような仕事でありませう。これだけを分離して小さいものを残すことは非常に困難でありませう。今、電気通信の部門の規模から考えると、国際電信の部門は僅かに二分か三分にしか当らないものでござります。これは二割だとか三割というものがなくて、その二分か三分にしか当らない非常に規模の小さなもの、かように考えますと、この規模の小さなところのものは、これを一緒にされることによりまして相當業務にふさわしいサービスが提供されないことになつて来る。むしろこれを分離して、同一の業態であるところの電気通信の部門の中で、国際電信は立派な成績が挙つておる、この一つの見本を作ることによりまして、國內に残つておる部門が競争意識の下にその業績を挙げる事ができるのじゃないか、これが実は私どもの大きな狙い

なのであります。これが会社であろうが、公社であろうが、これは同一のまあ關係と申しますか、今までは一族で経営して來られた面でありませう。そしてその点を考えてみますと、十二、三億なり或いは二十億なり、それは非常に多額の金額のようにも考えられます。電氣通信の全体の事業の規模から申しますれば、これは非常に大きいとはどうも言えない部分であります。然らば残つておるところの國內の電氣通信の部門におきまして、これは更に現在の料金制度の下において、又今後の資金獲得なり、或いは運用等の面におきまして、事業の活潑な活動をいたしますならば、現在の状況は必ず改善されるものである、又改善しなければならぬものであつて、この意欲と實際とを考えると、これはむしろ分離することのほうがより効果があるのだと思ふ。これをやりますならば、恐らく公社の事業経営におきましても、一層の工夫が凝らされることでもありませう。従業員自身に対しても、私には必ず幸ひするものだと、かように思ふ次第であります。ただその場合に、国際關係のものを会社にすれば、或いは公社の形態にするか、こういうような点もなご残ると思ひます。これが会社にいたしましたゆゑんは、これが國際的に持つ活動の分野から考えまして、やはり各國等が採用しておる会社組織のほうにより活潑な行動ができるのではないかと。又従業員の關係におきまして、片一方は政府關係機關である、併しなごは國際部門におきましてはこれは普通の職員である。こういうようなわけになるのであります。これらの点、この工夫は、私自身

は相当自慢してもいいのじやないがくらいに自画自讃しているようなものがあります。

○小笠原二三男君 議事進行について。ここところがこの委員会としては非常に問題なところだと私は思うのです。こういう今切れるような時間のところではちよつと我々困るわけなのです。一つ集中的に水橋さんにおやり願うこととして、本日はこの程度にして打切つて頂きたいと思うのです。

○水橋藤作君 質問を残して打切るということならば……。

○委員長(鈴木森一君) 如何でしょうか。十二時も過ぎましたので、本日はこの程度にして……。「賛成」と呼ぶ者あり)

では本日はこれで散会いたします。  
午後零時六分散会

昭和二十七年六月七日印刷

昭和二十七年六月九日発行

参議院事務局

印刷者 印刷庁